

## 社会復帰アドバイザー業務要領の制定について

平成6年4月11日  
例規（警・暴対）第9号  
警察本部警務部長

〔沿革〕 平成10年3月例規（警）第11号 平成14年3月例規（警）第40号  
平成24年10月例規（捜四）第45号

各部長・参事官・所属長

みだしの要領を次のとおり制定し、平成6年4月11日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

命に依り通達する。

### 記

#### 1 目的

この要領は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）に基づき、千葉県警察が雇用する社会復帰アドバイザーの業務に関し、嘱託の取扱に関する訓令（平成2年本部訓令第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 社会復帰アドバイザーの名称及び業務

（1）社会復帰アドバイザーの業務上の名称は「千葉県警察社会復帰相談担当参与」（以下「参与」という。）とする。

（2）参与の業務は、次のとおりとする。

ア 規則第24条各号（第3号、第4号及び第11号を除く。）に掲げる措置

イ その他前項に付随する事務

#### 3 業務の準拠及び報告

（1）業務は、あらかじめ刑事部組織犯罪対策本部捜査第四課長（以下「捜査第四課長」という。）が作成する社会復帰アドバイザー業務予定表（別記第1号様式）に基づき行うものとする。

（2）参与は、前記2の業務を行った場合においては、社会復帰措置等結果報告書（別記第2号様式）を作成し、捜査第四課長に報告するものとする。

#### 4 勤務状況の整理

勤務時間の管理は、千葉県警察の処務に関する訓令（昭和60年本部訓令第5号）に定める「勤務整理簿」によるものとする。

#### 5 身分証明

身分の証明は、規則第25条第4項に定める「身分証明書」又は千葉県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令（平成10年本部訓令第6号）に定める「身分証明書」によるものとする。

#### 6 業務推進上の配慮事項

参与は、業務を推進するに当たり、次の事項に配慮するものとする。

（1）事案の内容を的確に判断し、迅速適切に措置すること。

（2）業務を効率的に推進するため、千葉県暴力追放運動推進センターと緊密な連携を図ること。

（3）業務上知り得た秘密を漏らさないこと。

以下様式省略